

浜田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び浜田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 9 月 30 日

浜田市長 久保田 章 市

浜田市規則第 38 号

浜田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び浜田市会計年度任用  
職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(浜田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第 1 条 浜田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 17 年浜田市規則  
第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 24 条の 2 第 2 項中「、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を削る。

第 24 条の 3 第 2 項を次のように改める。

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律第 19 条第 1 項の規定による同条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日の介護時間については、1 日につき 2 時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。

第 32 条の次に次の 1 条を加える。

(3 歳に満たない子を養育する職員に対する措置を講ずる期間)

第 32 条の 2 条例第 17 条の 2 第 2 項の規則で定める期間は、同項に規定する対象職員の子が 1 歳 11 月に達する日の翌々日から 2 歳 11 月に達する日の翌日までの 1 年間とする。

(浜田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第 2 条 浜田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和 2 年浜田市規則第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 3 項中「、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を削る。

第 16 条第 2 項を次のように改める。

- 2 介護時間の単位は、30 分とし、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。）第 19 条第 1 項の規定による同条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日の介護時間については、1 日につき 2 時間（当該会計年度任用職員について 1 日につき定められた勤務時間から 5 時間 45 分を減じた時間が 2 時間を下回る場合は、当該減じた時間）から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。

附 則

この規則は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。